

平成26年度  
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

7

(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、  
特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

資 料

## 〔 目 次 〕

福祉用具サービス計画作成ガイドラインについて.....	1
福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法について.....	5
福祉用具サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）について.....	6
車いす付属品、特殊寝台付属品の取り扱いについて.....	7
介護保険給付の対象外となる福祉用具の種目について.....	8
マットレスの定義について.....	9
軽度者に対する福祉用具の例外給付について.....	10
実地指導における指摘事項について.....	12
居宅以外の場所で利用する福祉用具について.....	13
特定福祉用具販売を行う際の留意事項について.....	14

## 福祉用具サービス計画作成ガイドラインについて

このたび、厚生労働省より、「福祉用具サービス計画の作成に関するガイドライン」が公表されました。H26.4.14付報道発表

### 【ガイドラインの内容】

福祉用具サービス計画を活用した福祉用具サービスの支援プロセスの標準化  
アセスメントを踏まえた計画作成の考え方と実施方法  
利用目標の達成状況の検証を中心としたモニタリングの考え方と実施方法  
アセスメント・計画作成・モニタリングの実施を支援するための「ふくせん様式(改訂版)」  
「ふくせん様式(改訂版)」の記載方法

ふくせん様式(平成26年度3月版)を次頁以降に掲載しております。

特に、計画書(利用計画)の署名欄が、「説明・同意」から「説明・同意・計画書の交付」に変更されていることにご留意ください。

### 【参考】

ガイドライン掲載ホームページ

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

[http://www.zfssk.com/sp/1302\\_chosa/abc.html](http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/abc.html)

平成26年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7  
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

ふくせん版 福祉用具サービス計画書(基本情報)の様式(平成26年3月版)

ふくせん福祉用具サービス計画書(基本情報)						管理番号
						作成日
						福祉用具 専門相談員名
フリガナ		性別	生年月日	年齢	要介護度	認定期間
利用者名	様		M・T・S 年 月 日			~
住所						TEL
居宅介護支援事業所						担当ケアマネジャー
相談内容	相談者	利用者との続柄			相談日	
ケアマネジャーとの相談記録						ケアマネジャーとの相談日
身体状況・ADL		( ) 年 月 ) 現在			疾病	
身長	cm	体重	kg		麻痺・筋力低下	
寝返り	つかまらない できる	何かにつかま ればできる	一部介助	できない	障害日常生活自立度	
起き上がり	つかまらない できる	何かにつかま ればできる	一部介助	できない	認知症の日常生活自立度	
立ち上がり	つかまらない できる	何かにつかま ればできる	一部介助	できない	特記事項	
移乗	自立 (介助なし)	見守り等	一部介助	全介助	介護環境	
座位	できる	自分の手で支 えればできる	支えてもらえ ればできる	できない	家族構成 / 主介護者	
屋内歩行	つかまらない できる	何かにつかま ればできる	一部介助	できない	他のサービス 利用状況	
屋外歩行	つかまらない できる	何かにつかま ればできる	一部介助	できない	利用している 福祉用具	
移動	自立 (介助なし)	見守り等	一部介助	全介助	特記事項	
排泄	自立 (介助なし)	見守り等	一部介助	全介助	意欲・意向等	
入浴	自立 (介助なし)	見守り等	一部介助	全介助	利用者から確認できた	
食事	自立 (介助なし)	見守り等	一部介助	全介助	利用者から確認できなかった	
更衣	自立 (介助なし)	見守り等	一部介助	全介助	利用者の意欲・意 向(今困っているこ と(福祉用具で期 待することなど)	
意思の伝達	意思を他者に 伝達できる	ときどき伝達 できる	ほとんど伝達 できない	伝達できな い		
視覚・聴覚						
居宅サービス計画				住環境		
利用者及び家族の生活に対する意向	利用者					
	家族					
総合的な援助方針						
				戸建 集合住宅( )階) (エレベーター 有 無) 例:段差の有無など		

平成26年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7  
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

ふくせん版 福祉用具サービス計画書(利用計画)の様式(平成26年3月版)

ふくせん福祉用具サービス計画書(利用計画)						管理番号
フリガナ		性別	生年月日	年齢	要介護度	認定期間
利用者名	様		M・T・S 年 月 日			~
居宅介護支援事業所					担当ケアマネジャー	
生活全般の解決すべき課題・ニーズ (福祉用具が必要な理由)			福祉用具利用目標			
1						
2						
3						
4						
選定福祉用具(レンタル・販売)			選定理由			
	品目	単位数				
	機種(型式)					
留意事項						

以上、福祉用具サービス計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けました。

日付 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 署名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

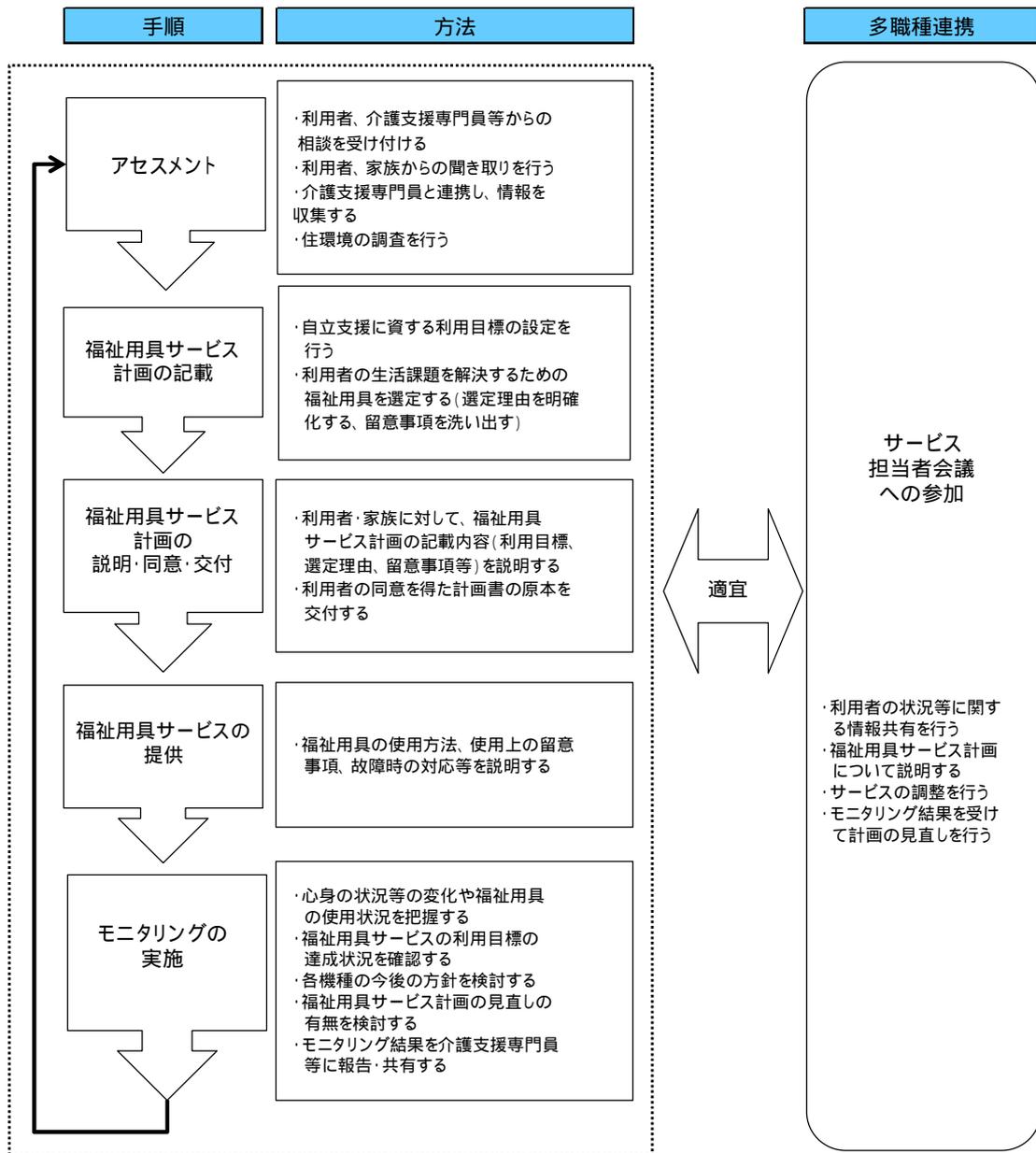
平成26年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7  
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

ふくせん版 福祉用具サービス計画書(利用計画)の様式(平成26年3月版)

ふくせんモニタリングシート (訪問確認書)		管理番号				
		モニタリング実施日	年 月 日			
		前回実施日	年 月 日			
		お話を伺った人	利用者 家族 他( )			
		確認手段	訪問 電話			
		事業所名				
		福祉用具専門相談員				
		事業所住所 TEL				
フリガナ		居室介護支援事業所	担当 ケアマネジャー			
利用者氏名	様	要介護度	認定期間 ~			
福祉用具利用目標		目標達成状況				
		達成度	詳細			
1		達成 一部達成 未達成				
2		達成 一部達成 未達成				
3		達成 一部達成 未達成				
4		達成 一部達成 未達成				
	利用福祉用具(品目) 機種(型式)	利用開始日	利用状況 の問題	点検結果	今後の 方針	再検討の理由等
			なし	問題なし	継続	
			あり	問題あり	再検討	
			なし	問題なし	継続	
			あり	問題あり	再検討	
			なし	問題なし	継続	
			あり	問題あり	再検討	
			なし	問題なし	継続	
			あり	問題あり	再検討	
			なし	問題なし	継続	
			あり	問題あり	再検討	
			なし	問題なし	継続	
			あり	問題あり	再検討	
利用者等の変化						
身体状況・ADL の変化	なし		介護環境 (家族の状況) の変化	なし		
	あり			あり		
意欲・意向等 の変化	なし		介護環境 (サービス利用 等)・住環境 の変化	なし		
	あり			あり		
総合評価						
福祉用具 サービス 計画の 見直しの 必要性	なし					
	あり					
		次回実施予定日		年 月 日		

## 福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法について

福祉用具サービス計画の作成の基本的な手順と方法は以下のとおりです。  
 状況により前後することがあります。



## 福祉用具サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)について

平成24年4月の福祉用具サービス計画の作成の義務化に合わせ、福祉用具専門相談員には、福祉用具サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)の実施が義務付けられました。

福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画に定める計画期間の中で、定期的なモニタリングを行い、利用者の心身の状況、介護者の状況、置かれている環境の変化を把握し、利用する福祉用具を見直すことが望ましいと判断される場合等は、必要に応じて福祉用具サービス計画の変更を行うものとされています。

### 【モニタリングの流れ】



### 【心身の状況等に関する変化の把握事項】

項目	詳細(例)
身体状況・ADLの変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体機能の改善によって、福祉用具を利用せずに動作ができるようになっていないか。</li> <li>・身体機能の悪化によって、当該福祉用具では動作ができなくなっていないか。(別の福祉用具が必要ではないか。)</li> </ul>
意欲・意向等の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の生活意欲等の変化によって、福祉用具が適合しなくなっていないか。</li> <li>・福祉用具に関して利用者からの要望はないか。</li> </ul>
家族構成、主介護者の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族構成や主介護者の介護力等が変化していないか。</li> <li>・福祉用具に関して、家族からの要望はないか。</li> </ul>
サービス利用等の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス利用等の状況(外出機会、入浴回数等)によって、福祉用具が適合しなくなっていないか。</li> </ul>
住環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具を利用する居室等の住環境が変化し、福祉用具が適合しなくなっていないか。</li> </ul>
利用状況の問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初の想定通りの頻度で福祉用具が利用されているか(その時に応じて、一定の時刻・一定の時期に、常時等)。</li> <li>・使い方に不明点等はないか。</li> <li>・誤った使い方や、事故・ヒヤリハット等は発生しなかったか。</li> </ul>
福祉用具のメンテナンス状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具は、正常に動作しているか。</li> <li>・修理等が必要な箇所はないか。</li> </ul>

## 車いす付属品、特殊寝台付属品の取り扱いについて

付属品については、本体と一体的に使用するものに限られています。

よって、以下のような使用例は不適切な事例として保険給付費返還の対象となりますのでご注意ください。

### 【不適切な事例】

- ・車いす用クッションを普通の椅子や座いすの上に置いて利用する。
- ・オーバーヘッドテーブルを物置(テレビ台)として使用する。
- ・サイドレールを特殊寝台ではなく普通の平ベッドに使用する。

なお、本体(車いす、特殊寝台)については、利用者が既に所有しているものであっても差し支えありませんが、付属品のみを貸与を行う際、その付属品と一体的に使用する本体の機種・型式等を福祉用具サービス計画書(基本情報)「利用している福祉用具」欄に記載してください。

## 介護保険給付の対象外となる福祉用具の種目について

### 【概要】

福祉用具の対象種目は、福祉用具貸与、特定福祉用具販売ともに、厚生労働省告示により列挙されており、それ以外の福祉用具については介護保険の給付とすることができません。しかしながら、「車いす付属品」や「特殊寝台付属品」は、国の通知で「例えば次に掲げるものが該当する」と例として示されていますし、福祉用具の開発や改良により対象種目かどうか判断が難しい福祉用具もあります。

### 【直近1年間に照会のあった福祉用具】

福祉用具サービス事業者をはじめ、居宅介護支援事業者(ケアマネージャー)や製造事業者から下記の製品についてお問い合わせがありました。

	製品	当市回答	理由・留意事項等	お問い合わせ製品
1	ナースコール連動型徘徊探知機 (有料老人ホームでの使用を想定)	×	貸与種目に該当しない機能(ナースコール)が付随「複合的機能を有する福祉用具」に該当するため給付対象外	00318-000037
2	トイレ座位保持テーブル		「便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの」として福祉用具貸与の「手すり」に該当トイレ等以外で使用する場合は給付対象外	
3	スライディングマット(Sサイズ)		「体位変換器」として	00170-000610
4	スライディングマット(Mサイズ)		「体位変換器」として	00170-000611
5	スライディングマット(Lサイズ)		「特殊寝台付属品」として	

- 1 この判断は保険者として当市が判断したものであり、全国一律に同様の判断とされているわけではない。  
 2 製品については概要を示しているものであり、類似品であっても認められうる場合又は認められない場合がある。

### 【製品に疑義がある場合の取り扱い】

貸与に係る製品については、直接事業者係(下関商工会館4階)にご来庁いただくか、市のホームページに「介護保険制度に係る質問票」の様式を掲載しておりますので、こちらの様式でお問い合わせください。なお、どちらの場合も、参考となるカタログ・パンフレット等を添えていただきますようお願いいたします(現品を拝見させていただく場合もありますが、その際は別途依頼します)。

また、販売に係る製品については、利用者と福祉用具の販売契約を締結する前に、直接給付係(本庁舎3階)にご相談ください。

### 【参考】

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」厚生省告示第93号(H11.3.31付)

## マットレスの定義について

特殊寝台を貸与するにあたり、付属品としてマットレスをレンタルすることが可能となっていますが、床ずれ防止用具と混同して請求している場合があります。

両者の違いが明確にわけられない用具もあろうかと思いますが、違いを下記のとおりまとめました。それでも不明な場合は、製造事業者や「テクノエイド協会」のホームページにより用具の分類を確認してください。

	マットレス(特殊寝台付属品)	床ずれ防止用具
請求コード	17(67) - <u>1004</u>	17(67) - <u>1005</u>
老企第34号の記載	特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。	水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。
ポイント	一般的な寝具として寝台に敷くもの。 特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。	褥瘡を防ぐという観点から体圧分散を行うもの。

軽度者の場合には、それぞれ別の福祉用具として協議書を提出する必要があります。

また、請求コードも両者は違うので、国保連への請求時にも注意してください。

### 【参考】

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」厚生省告示第93号(H11.3.31付)

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取り扱いについて」老企第34号(H12.1.31付)

## 軽度者に対する福祉用具の例外給付について

### 【用語の定義】

軽度者・・・要支援1・2、要介護1の利用者

(便を吸引する機能を有する自動排泄処理装置においては、要介護2・3の利用者を含む)

対象外種目・・・貸与種目のうち、車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト、自動排泄処理装置(尿のみを吸引する機能の場合を除く)

【原則】軽度者については、対象外種目の福祉用具貸与費は算定不可

【例外】「厚生労働大臣が定める者」については算定可

下関市では、「軽度者に対する福祉用具貸与に関する下関市ガイドライン」を策定しており、次のような場合に福祉用具貸与費の算定が可能となります。

認定基本調査の結果により「厚生労働大臣が定める者」と判断できる場合  
主治医の意見とケアマネジメントにより、「厚生労働大臣が定める者」と判断できる場合  
車いす及び車いす付属品、(段差の解消を目的とする)移動用リフトのみ  
利用者の疾病等が次の状態にある場合  
・日・時間単位での変動が激しく頻繁に「厚生労働大臣が定める者」に該当する場合  
・状態が急速に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定める者」に該当することが確実に見込まれる場合  
・身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者」に該当すると判断できる場合

「厚生労働大臣が定める者」については、次頁の表を参照

もしくは に該当する軽度者の場合は、利用を開始する前に介護支援専門員が「福祉用具貸与に係る協議書」を下関市介護保険課へ提出し、承認を得られたものについて福祉用具貸与費の算定が可能としています。

認定遅れ等により、軽度者に該当するかどうか不明であるが、利用者の身体状況を考慮し、対象外種目の暫定利用を開始する場合は、介護保険課(事業者係)への事前連絡が必要

### 【福祉用具貸与事業者が確認しておくべき事項】

福祉用具貸与事業者においては、介護支援専門員から要介護認定の認定調査票の内容が確認できる文書を入手した上で、どの要件( )に該当するのか確認し、サービス提供記録と併せて保存してください。

もしくは に該当する場合で、介護支援専門員が協議書を未提出のまま貸与を開始した場合には、給付費の返還になる可能性があります。

平成26年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7  
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

【参考】

単位数表告示 11 - 注4 (予防も同じ) 留意事項通知 第2の9(2)

「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」25 厚生労働省告示第95号(H24.3.13付)

「介護保険サービス事業の申請様式等について」その他の様式 下関市ホームページ

【表】「厚生労働大臣が定める者」と具体的な該当要件

対象外種目	厚生労働大臣が定める者	具体的な該当要件	備考
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者		(2)については、市のガイドラインに沿って協議書(表1)を作成し、介護保険課へ提出
	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7(歩行) 「できない」	
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者		
	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4(起き上がり) 「できない」	
床ずれ防止用具 及び体位変換器	次のいずれかに該当する者		
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り) 「できない」	
認知症老人徘徊 感知機器	次の(1)及び(2)に該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の～に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し、介護保険課へ提出
	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1(意思の伝達) 「できる」以外 または 基本調査3-2～基本調査3-7(記憶・理解)のいずれか 「できない」 または 基本調査3-8～基本調査4-15(問題行動)のいずれか 「ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合を含む。	
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の～に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出 段差解消機以外のリフト(入浴用リフト、立ちあがり補助いす、吊り上げ式リフト)
	(1) 日常的に立ちあがりが困難な者	基本調査1-8(立ちあがり) 「できない」	
	(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) 「一部介助」または 「全介助」	
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)	次のいずれにも該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の～に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出
	(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6(排便) 「全介助」	
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) 「全介助」	

主治医の意見、医学的見解については、担当の介護支援専門員が聴取した、居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法で差し支えない。

## 実地指導における指摘事項について

平成25年度に実施した福祉用具貸与、特定福祉用具販売事業所への実地指導における指摘事項のうち、主なものを下表に示しますので、業務の参考とさせていただきます。

指摘事項	指導内容
福祉用具貸与計画に対する同意を利用者等から署名等により得てはいるが、指定福祉用具貸与の提供開始後に同意を得て交付しているものがあつた。	福祉用具貸与計画に対する同意は、指定福祉用具貸与提供前もしくは提供日までに得ること。また、同意後速やかに交付すること。
月の途中で指定福祉用具貸与を開始した場合または指定福祉用具貸与を中止した場合、福祉用具貸与費を日割請求をしている場合や半月分の単位数で請求している場合の両方がみられた。	請求方法としてどちらも誤りではないものの、利用者負担の公平性の観点から、事業所として開始月、中止月の請求方法を統一し、重要事項説明書等により利用者に説明すること。
月の途中で指定福祉用具貸与を開始・中止した場合の記録がなされていない事例があつた。	適切な請求を行う観点から、開始日と中止日をサービス提供記録等に記載すること。
軽度者に対して対象外種目を貸与している場合について、当該軽度者の「厚生労働大臣が定める者」への該当性を確認せずに福祉用具貸与費を算定している事例があつた。	軽度者に係る対象外種目の福祉用具貸与費を算定する際は、当該軽度者を担当する居宅介護支援事業者等から認定調査票の写しの内容が確認できる文書入手し、「厚生労働大臣が定める者」への該当性を確認すること。
ある利用者の福祉用具購入費の請求について、同一時期に同一製品を販売していた他の利用者と金額に差異がみられたため、聴取した結果、端数調整の誤りにより福祉用具購入費を過大に請求していたことが判明した。	特定福祉用具販売事業所は、取り扱う福祉用具の「品名ごとの」販売費用の額が記載された目録を備え付けておかなければならず、販売費用の公平化の観点から、同一時期に同一製品を販売するに当たって特段の理由なく価格差を設けることは認められないので、他に同様の事例がないか自主点検し、不適切な事例については所要の措置を講じること。
従業者の身分証又は名札等を作成していることが確認できない。	事業所の名称、職員氏名、顔写真の添付及び職能を記載した従業者の身分証を作成し、従業者に常に携帯させ、利用者または家族から求められたときには提示すること。
月ごとに勤務表を作成していない。	利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係が明示された勤務表を月ごとに作成すること。
利用者に対して重要事項説明書を提示はしているが、未交付である。	重要事項説明書の内容について利用者又は家族に説明し、同意を得て、当該説明書を交付した上で特定福祉用具販売を実施すること。
利用者の特定福祉用具販売計画が未作成である。	福祉用具専門相談員が特定福祉用具販売計画を作成し、利用者又は家族に説明し、同意を得て、当該計画を交付した上で特定福祉用具販売を実施すること。
研修の開催及び研修への出席の実績がない。	福祉用具専門相談員の資質の向上のために、特定福祉用具に関する適切な研修の機会を確保すること。
従業者に対し、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する旨を文書で誓約させるなど、必要な措置を講じていない。	誓約書を徴取するなど従業者又は従業者であった者が業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するために、必要な措置を講じること。

## 居宅以外の場所で利用する福祉用具について

福祉用具は、原則として、利用者の居宅（日常生活を送る場所）で利用されるものでなければなりません。

施設やグループホームに入所する場合、必要な福祉用具は施設側が用意することが原則であり、利用者に費用を負担させることはできません。

(必要性からではなく、本人の強い拘りにより希望するものについては、自費対応となります。)

なお、有料老人ホームは居宅として取り扱いますが、設置して使用する福祉用具の場合、その使用場所について留意する必要があります。

例えば、入浴用リフトの場合、居室（個室）内の浴槽に設置して使用するのであれば問題ありませんが、共有スペースにある浴室に設置する場合に、個人の介護保険を利用することは不適切であり、必要であれば有料老人ホーム側で設置すべきと考えます。

## 特定福祉用具販売を行う際の留意事項について

### (1) 福祉用具サービス計画を作成すること

福祉用具貸与と同様、特定福祉用具販売についても、福祉用具サービス計画を作成しなければなりません。

計画作成に際し、特に以下の点に注意してください。

- ・福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体的に作成すること。
- ・既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。
- ・福祉用具サービス計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得て、計画書(利用計画)の交付を行うこと。
- ・諸記録とともに、完結後2年間保存すること。

### (2) 販売前の説明を懇切丁寧に行うこと

特定福祉用具販売は、利用できる限度額も決まっていますので、福祉用具を何度も購入する機会のある利用者は多くありません。そのため、利用者が介護保険制度を正しく理解しているとは限りませんので、重要事項説明書等を用いて、提供する福祉用具の機能や使用方法、価格等を懇切丁寧に行うことはもちろんですが、利用者の生活像から利用者家族に対する説明が必要と判断される場合には、必ず家族にも重要事項説明書等の内容を説明し、同意を得るようにしてください。

特に、認知症のある利用者等については、購入したことがわからない、あるいは覚えていないなどにより、利用者家族から苦情相談が寄せられることがあります。福祉用具専門相談員は、一定の講習を受講または訪問介護員等の資格により配置できる専門職ですので、日用品などの一般的な商品を扱う場合とは違い、社会福祉の専門性を持って福祉用具を提供することが求められます。

#### 〔指摘事項〕

- ・利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を事業所として作成しているが、利用申込者又は家族に対して全く交付していない。よって、利用者に対し適切なサービスを提供するため、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、重要事項について内容を懇切丁寧に説明し、同意を得るとともに、重要事項説明書を交付すること。

### (3) 従業員の身分証を常に携帯すること

訪問系の介護保険サービスでは、運営基準で身分証を必ず携帯するよう規定されています。利用者が安心して福祉用具の提供を受けられるようにするための規定ですので、事業所で作成することはもちろん、訪問や接客の際には必ず携帯するよう周知してください。

#### 〔指摘事項〕

・事業所の名称、職員氏名及び職能の記載はあるが、顔写真の貼付がない。よって、身分証に顔写真を貼付すること。

### (4) 使用開始後の点検についても説明を行うこと

特定福祉用具販売は継続的に保険給付が発生するものではないため、運営基準で福祉用具サービス計画の見直しやモニタリングについて特に規定されているわけではありません。しかし、販売したら終わりではない、ということではなく、運営基準においても「特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに（中略）必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う（市条例第273条（予防条例は第265条）」とあることから、利用者の求めに応じてアフターサービスやメンテナンスを行う必要があることは福祉用具貸与と変わりありません。販売時に、そうした説明を利用者や利用者家族に必ず行ってください。

#### 〔実践例〕

・事業所内で一定の時期を定めて、販売後に利用者宅を訪問し、特定福祉用具の点検を必ず行うようにしている。

### (5) 他のサービスに繋げる必要性がないか検討すること

利用者の生活像によっては、例えば、シャワーチェアを販売・使用するにあたって入浴介助が必要なのではないかを検討するなど、他のサービスとあわせて福祉用具を利用することで利用者の生活にとってさらに有効となる場合もあるかと思えます。

よって、利用者や家族からは「福祉用具を購入したい」という求め（ニーズ）のみが当初あったとしても、福祉用具専門相談員は他に潜在的に困っていることはないかどうか、利用者の課題分析（アセスメント）を必ず実施し、居宅介護支援事業者に繋げる必要性がないかどうか検討するようにしてください。